

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止を図ることにより、通行機能及び歩行者の安全を確保し、もって良好な都市環境を保持することを目的とする。

(平8条例10・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (4) 駐輪場 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する自転車等駐輪場をいう。
- (5) 公共の場所 駅前広場、道路、公園その他の公共の用に供する場所で、駐輪場以外の場所をいう。

(平8条例10・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市長は、法第12条第3項の規定による自転車の防犯登録について、自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)に対する広報啓発に努めるものとする。

(平8条例10・一部改正)

(利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、当該自転車の見やすい箇所に氏名及び連絡先を明記するように努めなければならない。

3 自転車等の利用者等は、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(平8条例10・一部改正)

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び路線バス事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、その利用者のために、自ら駐輪場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、本市が駐輪場を設置するときはその用地の提供に努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(平8条例10・一部改正)

(協議会の設置)

第6条 法第8条第1項の規定により、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、柏市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平8条例10・全改)

(協議会の会議)

第6条の2 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、在任委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について在任委員に報告しなければならない。

6 協議会は、調査審議のため必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平8条例10・追加、令2条例30・一部改正)

(放置禁止区域の指定)

第7条 市長は、公共の場所において、自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前項の規定は、禁止区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
(平8条例10・一部改正)

(自転車等の放置禁止)

第8条 自転車等の利用者は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(平8条例10・一部改正)

(放置に対する措置)

第9条 市長は、禁止区域内に自転車等が放置されている場合は、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、禁止区域以外の公共の場所において、自転車等が放置され、歩行者の安全が脅かされていると認められる場合又は相当の期間にわたり自転車等が放置され、良好な都市環境を悪化させていると認められる場合は、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、前2項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管するものとする。
(平8条例10・一部改正)

(保管した自転車等の措置)

第10条 市長は、前条第3項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を告示するものとする。この場合において、市長は、当該自転車等の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できたときは、当該利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による告示の日から2月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

3 前項の規定による売却手続については、本市の契約事務の例による。

4 市長は、第2項に規定する場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等の廃棄等の処分をすることができる。

(平8条例10・一部改正)

(費用の徴収)

第11条 市長は、第9条の規定による自転車等の撤去及び保管並びに前条第1項及び第2項の規定による自転車等の売却その他の措置に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、自転車等1台につき3,140円とする。

(平8条例10・平25条例52・平31条例3・一部改正)

第12条及び第13条 削除

(平15条例16)

(施設を新築する場合の駐輪場の設置)

第14条 商業地域及び近隣商業地域(以下「商業地域等」という。)内において、別表の左欄の用途に供する施設で、同表の中欄の規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模以上の駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又は当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。ただし、その周辺の土地利用等の状況から当該施設若しくはその敷地内又は当該場所に当該規模以上の駐輪場を設置することが困難であると市長が認めるときは、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に当該規模以上の駐輪場を設置することをもってこれに代えることができる。

2 別表の左欄の2以上の用途に供する施設(以下「複合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した駐輪場の規模の合計が10台以上である場合に、その合計した駐輪場の規模を同表の右欄により算定した駐輪場の規模とみなして、前項の規定を適用する。

3 店舗面積(施設の床面積のうち、規則で定める部分をいう。以下同じ。)が5,000平方メートルを超える施設(複合用途施設を除く。)の新築については、第1項の規定にかかわらず、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について別表の右欄により算定した駐輪場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表の右欄により算定した駐輪場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表の右欄により算定した駐輪場の規模とする。

4 複合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、第2項の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、第2項の駐輪場の規模とする。

(平8条例10・平15条例16・平27条例37・一部改正)

(施設を増築する場合の駐輪場の設置)

第15条 商業地域等内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分を除く。)を全て新築したとみなして前条の規定により算定した駐輪場の規模から、現にこの条例により設置され、又は設置されているとみなすことができる駐輪場の規模を控除した規模以上の駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又は当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。ただし、その周辺の土地利用等の状況から当該施設若しくはその敷地内又は当該場所に当該規模以上の駐輪場を設置することが困難であると市長が認めるときは、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に当該規模以上の駐輪場を設置することをもってこれに代えることができる。

(1) 別表の左欄の用途に供する施設についての同表の中欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 複合用途施設となる増築又は複合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したとみなして用途ごとに別表の右欄により算定した駐輪場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの
(平8条例10・平15条例16・平27条例37・一部改正)

(駐輪場の設置の届出)

第16条 前2条の規定により駐輪場を設置しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出した事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出のあったときは、駐輪場の設置者に対し、駐輪場の整備に関し必要な指導を行うものとする。

(平8条例2・平8条例10・一部改正)

(駐輪場の管理)

第17条 第14条及び第15条の規定により設置された駐輪場の所有者又は管理者は、その駐輪場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(平8条例10・一部改正)

(立入検査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員をして第14条及び第15条の規定により設置された駐輪場の立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平8条例10・一部改正)

(勧告)

第19条 市長は、第14条、第15条又は第17条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、駐輪場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(平8条例2・平8条例10・一部改正)

(公表)

第20条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を広報紙に掲載して公表することができる。

(1) 公表対象施設の所在地及び名称

(2) 前条の規定による勧告の内容

(平8条例2・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第42号により第1条から第7条まで、第12条、第13条及び第21条の規定については昭和59年1月10日から、その他の規定については同年4月1日から施行)

(平17条例84・旧附則・一部改正)

(沼南町との合併に伴う経過措置)

2 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町自転車の放置防止に関する条例(平成6年沼南町条例第2号。以下「沼南町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為(沼南町条例第7条第1項に規定する町営駐車場内に置かれた自転車(沼南町条例第2条第1号に規定する自転車をいう。))の沼南町条例第14条第2項の規定による保管場所への移送を除く。)は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17条例84・追加)

3 沼南町との合併日から平成17年6月30日までの間に沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域(以下「旧沼南町の区域」という。)の商業地域等内における別表の左欄の用途に供する施設で同表の中欄の規模のもの(以下「特定用途施設」という。)又は複合用途施設の新築又は増築に係る確認(建築基準法(昭和25年法

律第201号)第6条第1項に規定する確認をいう。以下同じ。)の申請をする者については、第14条から第20条までの規定は、適用しない。

(平17条例84・追加)

- 4 平成17年7月1日以後に旧沼南町の区域の商業地域等内における特定用途施設又は複合用途施設の増築に係る確認の申請をする者に係る第15条の規定の適用については、同条中「この条例の施行の日」とあるのは、「平成17年7月1日」とする。

(平17条例84・追加)

附 則(昭和59年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の柏市自転車の放置防止に関する条例第13条第4項の規定は、昭和60年度分の利用登録から適用し、昭和59年度分の利用登録については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第10号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項ただし書、同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の改正規定並びに別表第1の改正規定中レンタサイクルに関する部分は、規則で定める日から施行する。

(平成8年9月規則第62号で、同8年9月17日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の柏市自転車放置防止条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた平成8年4月1日以後の自転車駐車場の利用登録に関する手続等については、この条例による改正後の柏市自転車等放置防止条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされた駐輪場の利用登録に関する手続等とみなす。

- 3 この条例の施行前に改正前の条例第7条の規定によりなされた放置自転車整理区域の指定及び変更並びにその旨の告示は、改正後の条例第7条の規定によりなされた自転車等放置禁止区域の指定及び変更並びにその旨の告示とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により設置した自転車駐車場は、改正後の条例の相当規定により設置した駐輪場とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により移送し、保管している自転車の措置及び費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第18号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第84号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の柏市自転車等放置防止条例第14条第1項に規定する商業地域等内におけるこの条例による改正後の柏市自転車等放置防止条例(以下「改正後の条例」という。)別表の左欄の用途に供する施設で同表の中欄の規模のもの又は第14条第2項に規定する複合用途施設の新築又は増築に係る確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認をいう。)の申請をした者については、改正後の条例第14条から第20条までの規定は、適用しない。

附 則(平成31年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第14条, 第15条)

(平8条例10・一部改正, 平15条例16・旧別表第2・一部改正, 平27条例37・一部改正)

施設の用途	施設の規模	駐輪場の規模
百貨店, スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行その他の金融機関	店舗面積が150平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
遊技場	店舗面積が100平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台
学習塾, 文化教室その他これらに類するもの		
飲食店その他これらに類するもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積30平方メートルごとに1台
病院その他これらに類するもの		
上記以外のもので市長が必要と認めるもの		

備考

- 1 遊技場とは、ぱちんこ屋, ゲームセンターその他これらに類するものをいう。
- 2 駐輪場の規模の算定に当たって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。